

大学入試における英語民間試験活用及び記述式問題の導入に係る 検討経緯の整理の概要

本とりまとめの目的

令和元（2019）年11月1日に文部科学省が発表した大学入試英語成績提供システムの導入延期及び12月17日に発表した大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りに関して、今後の検討に資するため、平成24（2012）年の中央教育審議会の諮問から導入見送り決定に至るまでの事実関係について整理。

整理事項

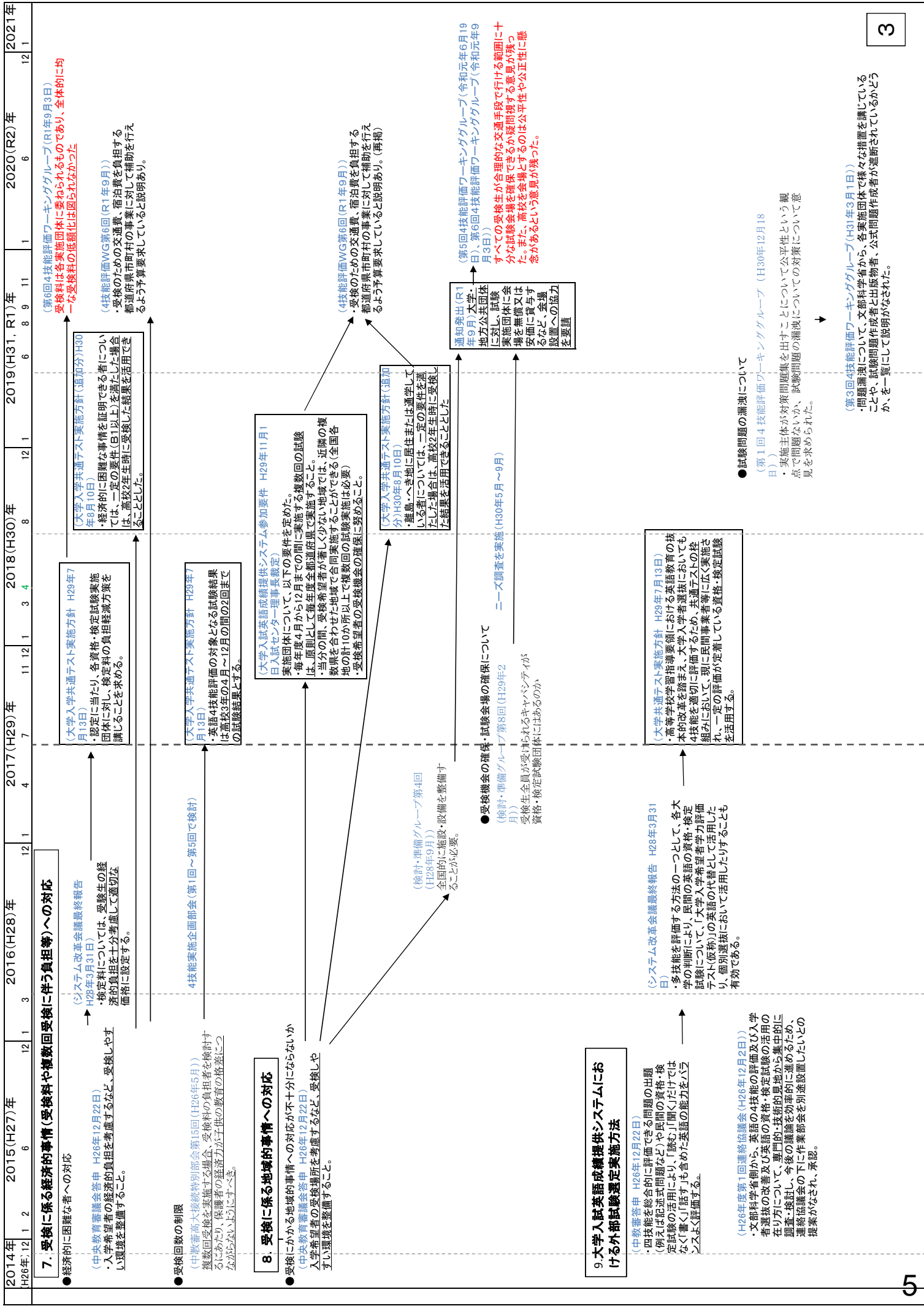
- （1）大学入試における英語 4 技能評価のための民間試験導入及び大学入学共通テストにおける記述式問題導入の検討経緯及び意思決定プロセスにおける検討内容
- （2）各種課題（別添 1， 2 参照）への具体的対応など試験実施に向けた具体的対応
- （3）英語 4 技能評価のための民間試験導入延期及び記述式問題の導入見送り決定に至った経緯

作業方法及び第三者性・中立性

○関係会議の各会議で委員から指摘された論点、関係会議以降の取扱、会議以外における意見表明等（パブリックコメントや関係機関等からの意見書）への対応、大学入試における英語民間試験の導入延期や大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りに至る経緯等について議事録や報告書等から整理。

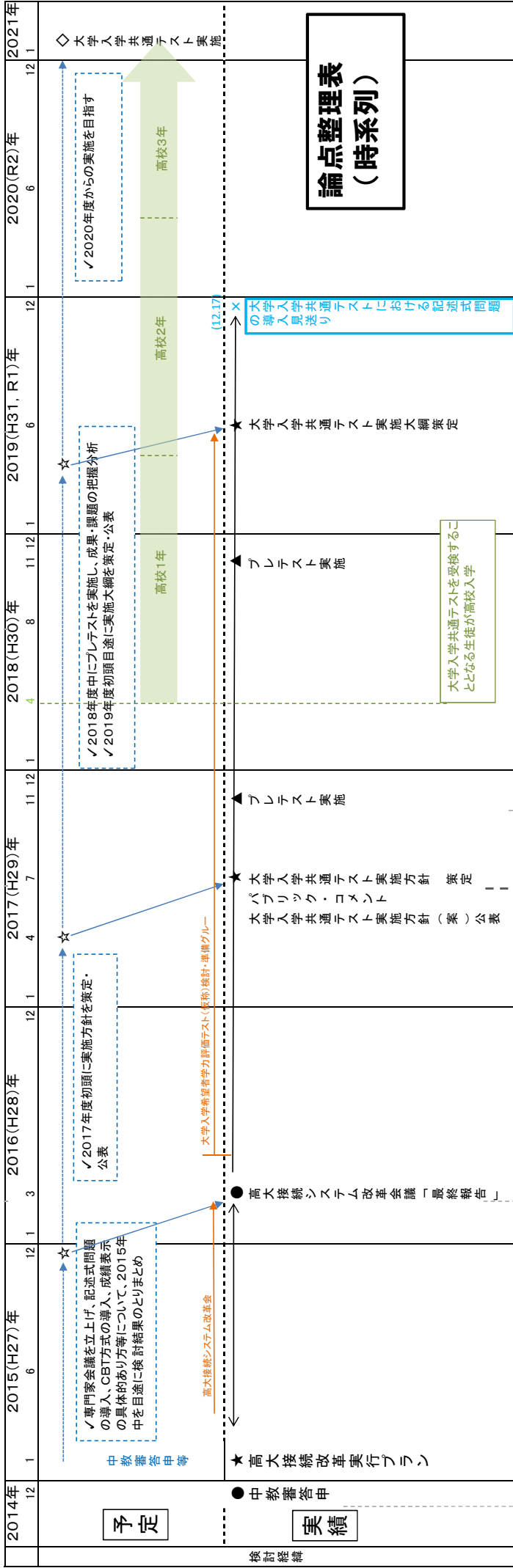
○外部弁護士の協力を得ながら作業を行うことにより第三者性・中立性を確保。

2014年 [H26年]	12	1	2	6	2015(H27)年	12	1	3	2016(H28)年	12	1	4	7	2017(H29)年	11	12	1	3	4	2018(H30)年	8	12	1	1	6	8	9	11	1	2019(H31, R1)年	6	6	2020(R2)年	6	12	1	2021年
<p>3. 学習指導要領との整合性 <small>(高大接続特別部会第5回(H25年1月))</small> ・大学側より、外部試験を入試に活用するにあたり、高等学校における教育課程、あるいは学習指導要領と整合性が図られていないようなものかどうか明確になつておらず、全体として質を保つたものであるかどうか保証されていないとの声があると報告</p>																																					
<p>4. 高等学校教育への影響 <small>(高大接続特別部会第10回(H25年12月))</small> ・英語4技能試験と現行のような筆記型の試験が併存した場合に、高校生の負担が増えるため、現行の個別選抜試験の改善が必要</p>																																					
<p>5. 障音のある受検生への対応 <small>(中央教育審議会答申(H26年12月22日))</small> ・障音者の受検しやすい環境を整備すること</p>																																					
<p>6. 特別な事情のある受検生(構国子女、既卒者等)や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応</p> <p>● 構国子女 <small>(中央教育審議会答申 H26年12月22日)</small> ・海外からの受検も可能とするよう、実施時期や方法について検討するものとする</p> <p>● 既卒者 <small>(検討・準備グループ第9回(H29年3月))</small> 再度試験を課す必要があるかどうかについて指摘</p> <p>● 病気等やむを得ない事情で受検できなかった者 <small>(検討・準備グループ第12回(H30年3月))</small> ・病気により入院していた等のやむを得ない事情がある受検生への措置をどうするか。</p> <p>● 高校2年生時点で一定のレベルがある者 <small>(検討・準備グループ第12回(H30年3月))</small>・高校2年でC1以上である者は高校2生の成績を活用できる例外を認めてはどうか。</p>																																					
<p>→ 各大学の個別選抜試験の改善を併せて行う必要性(システム改革会議「最終報告」) <small>(システム改革会議 最終報告 H28年3月31日)</small> ・海外からの受検への配慮など、制度設計全体を通じて受検しやすい環境整備や実施方法の策定に努める。</p>																																					
<p>3. 学習指導要領との整合性 <small>(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月19日)</small> ・英語の4技能評価にあたり、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが「認定」することを通じて、認定試験と学習指導要領の整合性等の関係を確認する</p>																																					
<p>4. 高等学校教育への影響 <small>(検討・準備グループ第7回(H29年1月))</small> ・英語のみ受検の早期化につながる可能性が高くなる</p>																																					
<p>5. 障音のある受検生への対応 <small>(大学入試英語成績提供システム参加要件(H29年11月1日)大学入試センター(理事長裁定))</small> ・実施団体について「障音等のある受検生への合理的配慮をしていること」を公表していることなどの要件を定めた。</p>																																					
<p>6. 特別な事情のある受検生(構国子女、既卒者等)や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>3. 学習指導要領との整合性 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>4. 高等学校教育への影響 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>5. 障音のある受検生への対応 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>6. 特別な事情のある受検生(構国子女、既卒者等)や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>3. 学習指導要領との整合性 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>4. 高等学校教育への影響 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>5. 障音のある受検生への対応 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					
<p>6. 特別な事情のある受検生(構国子女、既卒者等)や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応 <small>(大学入学共通テスト実施方針追加)</small> ・各大学は、障音のある受検生の試験結果について、不利益が生じないように取り扱うこと <small>(英語4技能試験情報サイト(H30年12月公表))</small> ・具体的な障音者への配慮内容及び継続表示については、検定試験ごとに各実施団体が定め、公表。</p>																																					



2014年 [H26年]	12	1	2	3	2015(H27)年	12	1	2016(H28)年	12	1	2017(H29)年	11	12	1	3	4	2018(H30)年	8	12	1	2019(H31, R1)年	6	8	9	11	1	2020(R2)年	6	12	1	2021年	
<p>10. CEFR対照表を活用することの適切</p> <p>(英語教育の在り方に関する有識者会議審議のまとめ(H26年7月18日))</p> <p>生徒等の英語力を客観的に把握するため、国による資格・検定試験団体と連携した生徒の英語力調査を進めるとともに、4技能を測定する資格・検定試験のうち、CEFRとの関連を考慮しつつ、国際的に広く受け入れられている試験・国内で開発され広く受け入れられている試験を、在学中の英語力の評価や入学者選抜において積極的に活用することを促進する。</p> <p>(英語教育の在り方に関する有識者会議報告(H26年9月28日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4技能を測る資格・検定試験とセンター試験の得点換算表を作成し、受検生は資格・検定試験とセンター試験のいずれか点数の高い結果を各大学に提出できる仕組みや、各大学の個別学力検査を代替することなど、具体的な活用方法を検討する。 																																
<p>11. 大学入試英語成績提供システムの在り方</p> <p>● 成績データ提供の方法</p> <p>(英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定の資格・検定試験に関する連絡協議会「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針」(H27年3月17日))</p> <p>「受検生から了承の上で、学校が入学者選抜における確認のために各資格・検定試験関係団体から試験結果を得られる仕組みの検討」をすることが記載された。</p> <p>● データ保管のコスト</p> <p>(第6回検討・準備グループ (H28年12月16日))</p> <p>検定料の負担と費用分担については、受検生、大学、大学入試センター、検定試験機関とのコスト負担の在り方の検討開始。</p>																																
<p>12. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性</p> <p>(英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動指針」(H27年3月17日))</p> <p>資格・検定試験関係団体は公正で透明性の高い試験を実施するため、試験実施体制、受検手続(本人確認、不正行為の防止策を含む)等について、わかりやすく公開することが求められる。またこれらについて学校等関係者の間で共通理解を図ることに努める。</p>																																
<p>10. CEFR対照表を活用することの適切</p> <p>(大学共通テスト実施方針 H29年7月13日)</p> <p>①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果(スコア)及びCEFRの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。</p> <p>②国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。</p> <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>「成績」データの管理・提供について、7項目を満たすことが参加要件の一つとされた。</p> <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>・成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること。</p> <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>・試験監督および採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、その際、次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 全場ごとの実施責任者及び各場ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校の教職員でないこと。それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。</p> <p>(2) 受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関与しないこと。」「採点の質を確保するための方策を公表していること。」</p> <p>(第3回CEFR作業新会 (H30年3月5日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各資格・検定試験について、「大学入試英語成績提供システム参加要件」における第4の5(CEFRとの対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等に関する事項)の要件を満たしていることを確認。 <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年7月13日)</p> <p>・入試センターが認定し、その結果及びCEFRの段階別成績表示を大学に提供する。</p> <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>・「大学入試英語成績提供システム」の概要が開示され、同時点での検討・準備状況が通知</p> <p>(「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>・「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>・「大学入試英語成績提供システム」H29年11月1日)</p> <p>(4技能評価ワーキンググループ第6回(R1年9月3日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省より、高校が会場となるケースは本場に会場がない極めてレアな場合に限られる旨の説明がされた。 																																

2014年 (H26年)	2015(H27)年	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(H31, R1)年	2020(R2)年	2021年
12 1	2 6	3 12 1	4 7 11 12 1	8 3 4 12 1	6 8 9 11 12 1	6 12 1	12 1
<div data-bbox="95 1780 159 2128" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>13.試験実施等のトラブルへの対応</p> </div>							
<div data-bbox="446 1870 502 2128" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>14.適時適切な情報開示</p> </div>							
<p>●各試験の受検地、回数、受検料及び各大学の活用方法に係る情報の不足</p>							
<p>●最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足</p>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(第2回4技能ワーキンググループ(H31年1月30日))</p> <p>実施試験に重大なトラブルがあり試験結果が使えない場合について、各実施団体において対応策の検討開始。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(第3回4技能評価ワーキンググループ(H31年3月1日))</p> <p>各実施団体より、最終回に重大なトラブルが発生した場合の再試験等の対応策について説明。</p> </div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(第1回4技能評価ワーキンググループ(H30年12月18日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検生の混雑を避けるために文部科学省や大学入試センターが明確なスケジュール等を示すべきであるとの指摘。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>(第6回4技能評価ワーキンググループ(R1年9月3日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度の各実施団体の試験実施スケジュール等の詳細が明確になっておらず、学校現場の行事計画及び指導計画が立てられないことから、一層の情報の早期開示の要望。 </div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(第1回4技能評価ワーキンググループ(H30年12月18日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校側から早期に試験実施スケジュール等の公表を求める意見。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>(第5回4技能評価ワーキンググループ(R1年6月19日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省から 参加要件は大学入試センターのシステム運営委員会等に任せていること、参加要件では、前年度、4月から12月までの間に複数回の試験を実施し、当該複数回の試験を原則として毎年度全都道府県で実施することされており、必ずしも12月に実施しなければならないという要件ではないことが説明された。 </div> </div>							
<div data-bbox="933 78 989 145" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 35px;"> <p>5</p> </div>							



課題・懸念事項ごとの類末	1
1.新テストと各大学の個別選抜との関係 (中央教育審議会答申 H26年12月22日) 「各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、(中略)思考力・判断力・表現力を評価するため、自分の考えに基づき論を立てて記述する形式の学力評価を個別に課すこともあってよい。」とした上、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」における記述式の導入等について提言。	<p>・結果表示は段階別表示</p> <p>・採点方法・体制について更に検討</p> <p>・入試センターを抜本的に改組</p>
(システム改革会議最終報告 H28年3月31日) 「今後、各大学の入学者選抜において、「学力の3要素」(各評価)の導入による「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の十分な評価とともに、調査書や大学入学希望理由書、面接など多様な評価方法を工夫しつつ、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」についての評価を重視すべきである。」	<p>・結果表示は段階別表示</p> <p>・採点方法・体制について更に検討</p> <p>・入試センターを抜本的に改組</p>
(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日) 設問ごとに設定した正答の条件(形式面・内容面)への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。 結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通じて明確化する。	<p>・結果表示は段階別表示</p> <p>・採点方法・体制について更に検討</p> <p>・入試センターを抜本的に改組</p>
(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日) 記述式の作問、出題、採点は入試センターで行う 採点は多数の答案を短期間で正確に採点するため民間事業者を有効活用する。	<p>・結果表示は段階別表示</p> <p>・採点方法・体制について更に検討</p> <p>・入試センターを抜本的に改組</p>
(大学入学共通テスト実施方針 H29年7月13日) 入試センターが行う。	<p>・結果表示は段階別表示</p> <p>・採点方法・体制について更に検討</p> <p>・入試センターを抜本的に改組</p>

記述式

赤字は見送り決定時において具体的な解決策や方針が確認できなかった論点を示す

2014年	2015(H27)年	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(H31, R1)年	2020(R2)年	2021年
12 1	6 12 1	3 12 1 4	7 11 12 1	4 8 11 12 1	6 12 1	6 12 1	12 1
<p>2.共通テストにおける記述式の導入</p> <p>(第13回教育再生実行会議(H25年10月11日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多角的な能力判定できる入学者選抜制度に向けての検討を提言 							
<p>(システム改革会議最終報告 H28年3月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度から実施する「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」については、次期高等学校学習指導要領の下で学習する生徒が高等学校3年生になるH36年度実施分から次期学習指導要領に基づくテストに移行することとし、H32年度から38年度にかけては、H36年度以降に向けた課題を解決しつつ現行学習指導要領の下でテストを実施する。このプロセスにおいて、(中略)「思考力・判断力・表現力」を構成する諸能力に関する判定機能を強化するとともに、記述式の問題を導入する。 							
<ul style="list-style-type: none"> ・対象教科は国語と数学 							
<ul style="list-style-type: none"> ・結論や結論に至るプロセス等を解答させる「条件付記述式」を中心とした作問を行う 							
<ul style="list-style-type: none"> ・記述式問題の各年度における実施時期については、上記を踏まえ、高等学校教育への影響、受検者や大学側の負担、大学入学者選抜の合否判定のタイミング等に関する関係者の意見も聞きながら十分に検討する。 							
<p>(第2回「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」検討準備グループ(平成28年7月19日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のセンター試験の実施時期でも高校では授業時間が足りなくて放課後に授業をしているので、実施時期を早めるのは絶対無理だと思っ、との指摘。 							
<p>(大学入学者希望者学力評価テスト「国語」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国語」の「数学I」「数学II」「数学A」はマークシート式に加えて記述式を出題 							
<p>(大学入学者希望者学力評価テスト「国語」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国語」においては、結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件付記述式とし、特に「論理(情報と情報の関係性)の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。 							
<p>(大学入学者希望者学力評価テスト「国語」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国語」については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する 							
<p>(大学入学者希望者学力評価テスト「国語」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学入学者希望者学力評価テスト「国語」は、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科、科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、総費等に関する要項を定め、令和2年6月30日までに公表するものとする。 							

2014年	2015(H27)年	2016(H28)年	2017(H29)年	2018(H30)年	2019(H31, R1)年	2020(R2)年	2021年
12 1	6	3	4	8	6	6	12 1
<p>4.自己採点</p> <p>(第9回高次接続システム改革会議(H27年12月22日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論述問題で文字数が長くなるとどうしても評価がばらついてくるという危険性が考えられること、解答例を提示するとそれを見た受験生が自己採点・自己評価との違いについて様々な質問が来るかもしれないと指摘される。 <p>↓</p> <p>(第6回「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループ(H28年12月16日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己採点との不一致率は今後分析するとの説明があった。 <p>↓</p> <p>(第9回「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループ(H29年3月22日)以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己採点は難しさを示すのが難しいので記述式ではやむを得なくてもよいのではないか、ただ自己採点ができなくなるようなことになると、これまでのような自己採点を選択する方法を否定することになる、との指摘。 <p>↓</p> <p>(大学入学共通テスト実施方針策定にあたっての考え方(H29年7月13日))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、大規模なプレテストを通じて問題の条件設定や採点基準、採点体制、自己採点の在り方等について更に検証していく。 <p>↓</p> <p>・自己採点と採点結果の一致率は、平成20年度試行調査では、国語が7割程度、数学が9割程度、平成30年度試行調査でも、国語が7割程度、数学が8割～9割となっており、自己採点と採点結果の不一致が課題として明らかになった。(H31年4月)</p> <p>↓</p> <p>(大学入学共通テストの記述式問題に係る課題に対し、文部科学省及び大学入試センターの説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正答の条件等に関する考え方をわかりやすく整理した参考資料を、センターにおいて作成し、高等学校へ周知するとともに高等学校における指導の充実を促す旨の説明。 ・また、文部科学省から、受験生の受験機会の確保の観点から、国語の記述式問題の結果を第1段階選抜でどのように活用するかも含め、各大学において慎重に検討するよう説明。 <p>↓</p> <p>(大学入試センターからの報告 R元年12月16日)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受験者が自己採点する際の参考となるよう、正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料を年度内の周知を目的に作成しているほか、模範答案を用いた自己採点電子モニターシミュレーション動画の提供といった方策、さらに、採点結果と自己採点の一致率の改善を改めて検証する機会をもつべきかどうか等について専門家の知見も交えながら検討してきた。しかしながら、こうした取組を行うことによって、採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることは見込まれるものの、記述式問題の性質上、試行調査での結果から大幅に上昇することは、専門家の意見を踏まえても、困難であると考えている。また、採点結果と自己採点の一致率を高めることを目的に、自己採点が容易な難易度の低い問題を作成することについては、間接的な資質・能力を測るものであるという本来の試験の目的と整合せず、かえって記述式問題導入の意義が問われる可能性もあると考えている。 ② さらに、試行調査の結果を踏まえ、各学での個別選抜の前に、採点結果を本人に開示することについても、文部科学省とともに検討を行ったが、採点スケジュールや各大学への成績提供の開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、現実的には困難であると判断している。また、共通テストの実施日を12月あるいは1月の初旬に早めることについて、大学入学共通テスト実施方針の策定段階において検討されたが、高校側から受験までに学習内容を終了することが困難である等の懸念が示され断念した経緯があり、今回、あらためて検討を行ったが、 							
4							

英語民間資格・検定試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の 在り方の検討において指摘された課題（概要）

I. 大学入学者選抜や高等学校教育との関係にかかる課題

1. センター試験（既存試験）との関係

- 平成 29 年（2017 年）7 月 13 日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検生・高校・大学への影響を考慮し、英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という）、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供すること等とされた。
- 平成 36 年度（2024 年）以降、大学入学共通テストを実施せず資格・検定試験に一般化する方針とされたこと、また資格・検定試験の期間と回数に制限が設けられたことにより、大学入試英語 4 技能評価ワーキンググループにおいて受検生が希望する資格・検定試験を 2 回確実に受検できる体制が整うかという点が問題となり、受検生が何月に資格・検定試験を受検するかなどのニーズ調査が行われたが、4 技能評価ワーキンググループにおいては受検機会の確実性に関する論点は残された。

2. 大学入試センターと英語民間試験の実施団体との関係

- 大学入試センターと資格・検定試験実施団体との関係から、大学入試センターが検定料を下げるなどを実施団体に指示・命令することはできず、参加要件の範囲内で、実施団体が検討した結果の枠組みで実施することとなった。
- 実施主体間の関係は相互に独立しており、検定料、試験日程、会場、障害者対応等について相互が協調したり連携したりする関係にはなかった。

3. 学習指導要領との兼ね合い

- 平成 29 年（2017 年）7 月 13 日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、英語の 4 技能評価にあたり、英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定し（認定試験）、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。
- 学習指導要領との整合性については、大学入試センターが「認定」に当たって確認することで担保するものと説明された。

4. 高等学校教育への影響

○学習指導要領では英語4技能を総合的に育成することが明記されている一方で、大学入試では、従来のような1技能や2技能の試験、和訳問題、文法問題が出題されることから、大学入試に英語4技能試験を導入することにより、高等学校の英語教育が変わることを期待する意見がある一方、英語4技能試験と現行のような暗記型の試験が併存した場合には高校生の負担が増えるため、現行の大学の個別入学者選抜の改善が必要という意見があった。また、英語4技能試験に高等学校の教育現場が対応できるかを懸念する意見もあった。これらの具体的な対応策について議事録等からは確認できなかった。

○受検の早期化を抑制し、高校生の負担を軽減するため、平成29年（2017年）7月13日に文部科学省が公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、英語4技能評価の対象となる試験結果は、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果とされた。

Ⅱ. 受検生の個別事情への対応にかかる課題

5. 障害のある受検生への対応

- 大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、英語資格・検定試験実施団体の要件の中に、「障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること」と定めた。
- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年（2018年）8月10日）」において、「各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする」と定めた。
- 各英語資格・検定試験実施団体から、障害のある受検生への対応を公表することとされ、「英語4技能試験情報サイト」において、具体的内容が公表された。（平成30年12月）
- 文部科学省の「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱（令和元年（2019年）6月4日）」において、各教育委員会・都道府県・大学等に対し、障害等の種類・程度によって不利益が生じないように十分に配慮するものとされた。ただし、具体的な対応策については各実施団体及び各大学に委ねられた。

6. 特別な事情のある受検生（帰国子女、既卒者等）や幅広い英語力を評価する際の課題等への対応

文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分（平成30年（2018年）8月10日）」において、下記について定められた。

（1）帰国子女

- 受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の4月から12月に受検した、大学入試英語成績提供システム参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができること。

（2）既卒者

- 受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて、受検年度の前年度の試験結果を、大学の判断により活用できるよう提供できること。

（3）病気等のやむを得ない事情で受検できなかった者

- 受検年度の前年度の参加試験の結果を活用できるよう提供できること。
また、受検生の英語力に応じて、下記の議論があった。

（4）受検生の幅広い英語力を評価する際の課題について

- CEFR対照表のA1レベルの受検生が全体の約7割を占める中で、CEFRのA1レベルに対応した難易度の低い試験も必要ではないかとの指摘があり、最終的に、参加要件を満たした資格・検定試験全体でCEFRのA1レベルからC2レベルまでをカバーするものとなった。

（5）高校2年生時点で一定のレベルがある者

- 高校2年の段階でCEFR対照表のC1以上であり、かつ、条件を満たした受検生については、高校3年の2回受検に代えて高校2年時のC1以上の成績を活用できる例外を認めるのはどうかとの提案があったが、議論の結果、そのような例外措置は設けられなかった。

7. 受検に係る経済的事情（受検料や複数回受検に伴う負担等）への対応

（1）経済的に困難な者への対応

- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、「英語資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものを大学入試センターが認定するに当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。」と定めた。
- 大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、実施団体の要件の中に、「経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること」と定めた。
- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年（2018年）8月10日）」において、経済的に困難な者については、「CEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、高校2年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができる」と定めた。
- 基本的に試験受検料は各実施団体に委ねられるものであり、全体的に均一な受検料の低額化は図られなかった。

（2）受検回数制限

- 文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、「受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付する」と定めた。

8. 受検に係る地域的事情への対応

(1) 受検にかかる地域的事情への対応が不十分にならないか

○文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年（2017年）7月13日）」において、実施団体を大学入試センターが認定する方式にすることにより、「実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保する」と定めた。

○大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、実施団体について以下の要件を定めた。

- ・毎年度4月から12月までの間に実施する複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。
- ・ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を合わせた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計10か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。
- ・その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。

○文部科学省の「大学入学共通テスト実施方針（追加分）（平成30年（2018年）8月10日）」において、「離島・へき地に居住または通学している者については、その負担軽減のため、CEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する等の一定の要件を満たした場合は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、高校2年時に受検した大学入試英語成績提供システム参加試験の受検結果を活用することができる」と定めた。

(2) 受検機会の確保・試験会場の確保について

4技能評価ワーキンググループにおいて議論が続けられ、下記対応が行われた。

○文部科学省は、全国の高校に対して行ったニーズ調査結果を踏まえ、受検機会の確保ができるように、各実施団体に実施スケジュールの検討を求めた。

○文部科学省は大学及び地方公共団体に対し会場設置への協力を要請する通知を発出した。ただし、委員から下記を懸念する指摘があった。

- ・ニーズ調査の結果自体、既卒者への調査が含まれていないのではないか。
- ・高校を試験会場とする点については、公平性・公正性に問題があるのではないか。

Ⅲ. 英語民間試験の実施体制関係

9. 大学入試英語成績提供システムにおける外部試験選定実施方法

○「大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年(2017 年)7 月 13 日)」において、大学入学者選抜においても 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとされた。

また、「大学入学共通テスト実施方針策定にあたっての考え方（平成 29 年(2017 年)7 月 13 日)」において、

- ①学習指導要領との整合性については、大学入試センターの「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する、
- ②採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質を確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める、
- ③異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準が C F F R と対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める、とされた。

○しかしながら、検討・準備グループの第 12 回会議（平成 30 年（2018 年）3 月 27 日）において、「大学入試英語成績提供システム参加要件」の確認結果の報告に対し、

- ・全認定試験が高等学校の学習実態を正確に測れるのか、
- ・学習指導要領に基づく高等学校の英語教育の成果として、まずは適切な評価がされる仕組みが大事、といった意見が出されている。

○また、4 技能評価ワーキンググループの第 3 回会議（平成 31 年（2019 年）1 月 30 日）において、試験問題の漏洩の対策について試験実施団体から説明がなされ、文部科学省から、実施主体における試験問題作成者と公式問題作成者の遮断に関する状況を一覧にして説明がなされた。

10. C E F R対照表を活用することの適切性

- 「大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年（2017 年）7 月 13 日）」において、①資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し、その試験結果（スコア）及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する、②国は、活用の参考となるよう、C E F R の段階別成績表示による対照表を提示する、こととされた。
- また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年（2017 年）11 月 1 日）」においては、「成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びに C E F R の段階別成績表示および合否（判定している場合）のデータをセンターに提供すること」との参加要件が定められた。そして、C E F R 作業部会においては、各民間資格・検定試験団体における C E F R との対応関係に関する検証がなされた上で、平成 30 年（2018 年）3 月 5 日、各資格・検定試験について、上記参加要件を満たしていることが確認できたとした上で、本対照表については本作業部会として了承したものとする旨、同意された。
- 参加要件を満たしていることが確認された試験では、各レベルに相当する能力を技能ごとに記述した概要が整理され、資格・検定試験の試験結果を C E F R に関連付ける際には、欧州評議会で定めるルールに則り、資格・検定試験の目的・設計を前提として、その問題に正答するために必要な能力と各レベルの概要の対応関係について専門家による検証が行われていると判断された。

11. 大学入試英語成績提供システムの在り方

（1）成績データ提供の方法

- 「大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年（2017 年）7 月 13 日）」において、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し・・・その試験結果及び C E F R・・・の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとされた。
- また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成 29 年 11 月 1 日）」において、（成績）データの管理・提供について、7 項目を満たすことが参加要件の一つとされた。加えて、「『大学入試英語成績提供システム』の概要」において、試験実施主体からセンターへの成績送付に関し、「試験実施主体は、センターへの成績送付の対象となる資格・検定試験にかかる受検生の成績（スコア、「各資格・検定試験と C E F R との対照表」（平成 30 年 3 月文部科学省公表）に基づく C E F R の段階別表示、合否（判定している場合）等、センターが定めるもの）を、電子データによりセンターに送付」することとされた。

（2）データ保管のコスト

- データ保管のコストに関しては、大学入試センターと試験実施主体の分担について、各試験実施主体と締結される協定書において定められた。協定書には、基盤整備に必要となる費用は、センターが負担するものとされ、成績提供システムの保守管理運用等、成績提供システムの運用のために恒常的に必要となる費用は、センター及び成績提供システムに参加する試験実施主体の共同負担とされた。

12. スピーキング・ライティングの採点者並びに試験監督官等の確保と公平性

○「英語の資格・検定試験の活用促進に関する行動」において、適正・公正な試験実施体制について、「資格・検定試験関係団体は適正かつ公正で透明性の高い試験を実施するため、試験実施体制、受検手続等について、わかりやすく公開することが求められる。またこれらについて学校等関係者の間で共通理解を図ることに努める。」と定められた。

○また、「大学入試英語成績提供システム参加要件（平成29年（2017年）11月1日）」において、「試験監督および採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、その際、次の（1）及び（2）の要件を満たしていることが参加要件とされた。

（1）会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。

（2）受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。」「採点の質を確保するための方策を公表していること」等

13. 試験実施等のトラブルへの対応策

○4技能評価ワーキンググループにおいて、実施試験に重大なトラブルがあり試験結果が使えない場合について、各実施団体において対応策が検討され、情報が共有された。9月、11月及び1月末の3段階の成績提供時期における、それぞれの最終回の試験にトラブルがあった場合の再試験について、各実施団体から、再試験は可能であるものの成績提供期日に間に合わない可能性があるとの説明があった。

○これに対し、それぞれの成績提供時期における最終回の試験トラブルへの対応の準備が不十分との指摘があった。

14. 適時適切な情報開示

（1）受検地、回数、受検料に係る情報の不足が指摘されている点について

○令和元年8月27日、関連情報を一元的に整理した大学入試英語ポータルサイトを開設。
一方、12月に実施する試験への受検者集中の懸念があることや、各実施団体の試験実施スケジュール等の詳細が決まっていないことや一層の情報の早期開示の要望があった。

（2）最終回の試験実施スケジュール等に関する認識の齟齬及び情報の不足

○「大学入学共通テスト実施方針」において、英語の4技能評価試験については高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を対象とすることとされ、また、「大学入試英語成績提供システム参加要件」において、高校3年の4月から12月の間で複数回の試験を実施することが要件とされた。

○一方で、4技能評価ワーキンググループにおいて、各実施団体が具体的な試験スケジュール等を検討する段階になって、各試験実施団体の採点期間及びセンターの成績提供期間等の制約から、12月の試験を実施できる団体が少ないことが判明し、高校関係者等から、受検の早期化等の観点で批判が出た。

15. 上記1～14を通じた課題

- 英語4技能の評価については、グローバル化に対応した英語教育改革の観点から議論が進められており、教育再生実行会議、中教審高大接続特別部会、高大接続システム改革会議等においては、高等学校教育、大学教育改革、大学入学者選抜の3つの一体改革をテーマとして幅広く検討されるなかで、英語4技能の評価に民間資格検定試験の活用の促進という大枠や方向性は示されたものの、それについて深く議論されることはなかった。

- 大学入学者選抜に係る英語4技能の評価について本格的に議論が始められたのは、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループからであり、英語4技能を評価するための複数の案（大学入試センター単独実施案、民間委託、民間資格検定試験活用等）がそれぞれの課題とともに検討された。

- そして、民間資格検定試験を活用する方向性が決まり、その活用に係る多様な課題や懸念（受検回数、受検日程、受検場所、検定料、経済格差・地域格差への配慮、障害のある受検生への配慮、トラブル対応等に加え、学習指導要領や高校教育との関係、成績の提供の仕方など多様な論点）が出された。

- だが、それらの解決に向けて対応方策や取り組みがなされたものの、大学入試センターが参加要件を満たすものと認定した民間資格検定試験実施団体と協定を締結して実施するとの枠組みの下で、民間試験実施団体や大学に対して、配慮を求める形での対応となり、課題や懸念を十分に払拭できる取組を示すことができなかった。

英語民間試験活用のための「大学入学英語成績提供システム」導入延期に至る経緯

- 大学入試英語成績提供システムについて、令和元年10月25日時点で、大学（短期大学含む）の629校、全体の58.9%が利用予定となったが、英語民間試験の実施会場について、11月1日時点でも、実施予定の地方名の公表にとどまるものが1団体1試験、実施予定の都道府県名の公表にとどまるものが4団体6試験（うち2団体2試験は一部について具体的な実施会場名まで公表）、実施予定の市町村名の公表にとどまるものが1団体1試験となっており、全ての実施会場名が公表された試験はなかった。
- また、各民間英語試験に係る受検生の経済的負担の軽減についても、11月1日時点で各試験実施団体から示されている対応では、1団体1試験が対応を検討中、5団体7試験（うち1団体1試験は一部については対応を検討中）が経済的に困難な受検者向けの検定料の設定を行っているが、各試験の検定料の軽減率は5%~20%、平均では6.4%となっている。
- 「文部科学省としても、大学入試センターを通じてということもあり、民間試験団体との連携調整が十分でなく、各大学の活用内容、民間試験の詳細事項等の情報提供不足等準備の遅れにつながる事となりました。」「大学入試英語成績提供システム」は、現時点において、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮など、文部科学大臣として、自信を持って受検生の皆様にお薦めできるシステムにはなっていないと判断せざるを得ません。」「これ以上、決断の時期を遅らせることは混乱を一層大きくしかねないため、ここに、来年度からの導入を見送り、延期することを決断いたしました」との表明がなされるに至った。

記述式問題導入のための検討において指摘された課題（概要）

1. 新テストと各大学の個別選抜との関係

- 高大接続特別部会では、各大学の個別選抜での記述式の実施の維持の是非も含めた議論が行われ、答申では、各大学の個別選抜での記述式の実施を許容した上で（「各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、（中略）新テストに加え、思考力・判断力・表現力を評価するため、自分の考えに基づき論を立てて記述する形式の学力評価を個別に課すこともあってよい。」）、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する新たな共通試験を創設し、その中での記述式の導入も検討するとされた。
- 高大接続システム改革会議でも、個別選抜も含めた検討の必要性が委員から指摘され、最終報告では、各大学の入学者選抜における「学力の3要素」の評価のために、新テストの十分な評価と多様な評価方法の工夫を組み合わせるとされた。
- 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループでは、共通テストにおける記述式問題導入の技術的・専門的な検討が行われたが、その際にも、委員から、個別選抜の記述式問題との関係を検討する必要性等の指摘がなされた。
- また、センターが解答の形式面を確認し各大学が採点、センターが段階別評価まで採点を行い各大学で確認、の2つの案が検討されたが、大学団体の意見もあり、大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方では、記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う、多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する、センターが記述式問題の採点結果をマークシート問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する、とされた。

2. 共通テストにおける記述式の導入

- 教育再生実行会議においては、共通テストについて、「知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるように利用の仕方を工夫する」ことなどが提言された。また、高大接続特別部会においては、「1点刻みの公正さ」の見直しなどの観点から、共通テストも含めた記述式の導入・充実の議論・提言が行われた。
- 高大接続システム改革会議の最終報告案の審議においては、委員から、記述式に期待ないし想定されるメリットと現実に行おうとしていることとの乖離があるとの指摘がされた。
- 最終報告では、当面、高等学校で共通必修履修科目が設定されている「国語」「数学」を対象（「国語」優先、当初は短文記述式）とすることとされた。
- 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループにおいても課題の指摘があったが、とりあえず記述式の実施イメージ等の基盤を作ることが重要であり、記述式問題を導入しても運営をきっちり詰めれば混乱しないのではないかと、などの指摘がされた。
- また、センターが解答の形式面を確認し各大学が採点、センターが段階別評価まで採点を行い各大学で確認、の2つの案が検討されたが、大学団体の意見もあり、「大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方」では、記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う、多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する、センターが記述式問題の採点結果をマークシート問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する、とされた。

3. 採点の質の確保

- 高大接続システム改革会議において、採点の体制や正確な採点の必要性等採点の質の確保について多くの指摘がなされ、最終報告では、問うべき能力の評価と採点等テスト実施に当たっての課題の解決の両立を目指し、「条件付記述式」を中心とした作問、民間事業者の活用、個別大学の関与等について、プレテストも含め実証的・専門的な検討を進めるとされた。
- それを受けて、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループで検討が行われた際にも、委員から、採点の質の確保に関する課題が指摘された。

4. 自己採点

- 高大接続システム改革会議や「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループにおいて、自己採点の課題が指摘されたが、解決策まで踏み込んだ議論は行われず、プレテスト等のその後の分析に委ねられた。

5. 上記1～4を通じた課題

- 高大接続特別部会、高大接続システム改革会議等においては、記述式導入の是非も含めて記述式導入に関する様々な課題や懸念点が検討の早い段階から委員より指摘され、それぞれの時点で文部科学省等より課題解決に向けた検討状況や取組予定の事項が一定程度説明されていることは確認できるものの、それぞれがとりまとめた提言は、新たな仕組みの大枠や改革の方向性、改革のスケジュールは明示しているが、その実施・実現のための具体的課題の解決は、その後の専門的・実証的検討に委ねる趣旨のものとなっていた。さらに、専門的・実証的検討の場である「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループにおいても、委員より課題が指摘され、文部科学省等より課題解決に向けた検討状況や取組予定の事項が一定程度説明されていることは確認できるものの、「大学入学共通テスト実施方針(案)」のとりまとめにあたって、実効性の高い課題の解決策が示されたり合意されたりはしていなかった。

- 各会議においては、共通テストで記述式問題を導入することの課題とともに、各大学の個別選抜との関係の検討の必要性が指摘されたが、共通テストの改革に議論が集中し、「大学入学共通テスト実施方針(案)」がとりまとめられた。

- 各会議においては、採点業務に関し、大学入試センターと大学との共同採点や試験の時期の変更も検討されたが、大学又は高等学校から困難であるとの意見を受けたため、これらの案は採用されず、民間事業者の活用が、採点等テスト実施に当たっての課題の解決のための方策として採用された。

大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りに至る経緯

- 「大学入学共通テスト実施方針策定の考え方」（平成 29 年 7 月）において、記述式の実施方法については、今後、大規模なプレテストを通じて問題の条件設定や採点基準、採点体制、自己採点の在り方等について更に検証していくこととされた。
- 平成 29・30 年度に実施された「大学入学共通テストの導入に向けた試行調査」の結果、国語で 0.3%、数学で 0.03%の採点結果の補正が発生、自己採点と採点結果の一致率は、国語が 7 割程度、数学が 8～9 割となる（平成 30 年度）など、①採点の質、②自己採点と採点結果の不一致が課題として明らかになった。
- 平成 31 年度には、記述式問題の採点に関する準備事業が行われるとともに、試行調査の結果や国会での指摘等も踏まえ、文科省において種々の改善方策を大学入試センターとともに検討し、採点事業者にも必要な対応を求めるなど努力が重ねられてきた。
- 令和元年 12 月 13 日及び 16 日、文部科学大臣が大学入試センターの理事長と面会し、
 - ・事業者においては必要な数の質の高い採点者を十分に確保できると考えられる一方、試験等による選抜、研修を経て実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になる
 - ・元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設けるなどにより更なる採点の質の向上は図れるが、採点ミスをゼロにすることは極めて困難である
 - ・自己採点の不一致を一定程度改善できる方策は検討したものの、大幅に改善することは困難であるなど、センターにおける検討状況に関する現状の報告が行われた。
- 上記のセンターからの報告等を踏まえ、令和元年 12 月 17 日の閣議後記者会見において、文部科学大臣より、「再来年（令和 3 年）1 月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断しました。」との表明がなされるに至った。